

予算特別委員会資料

取 扱 注 意
(解禁日)
テレビ・ラジオ・インターネット
2月17日(月) 会見開始時
新 聞
2月18日(火) 朝刊以降

令和7年度予算説明書

健 康 局

目

次

1	令和7年度 健康局予算の概要	1
2	一般会計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	11
	(2) 歳入予算の説明	12
	(3) 歳出予算の説明	16
	(4) 債務負担行為	22
3	特別会計	
	〔1〕介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	24
	(2) 歳入予算の説明	25
	(3) 歳出予算の説明	26
4	議案	
	第12号議案 神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件	28
	第13号議案 神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件	31
	第22号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件(関係分)	35

1 令和7年度 健康局予算の概要

令和 7 年度 健康局予算の概要

(◎は新規施策、○は拡充施策を示しています。)

市民の生命・健康と安全を守るため、令和 7 年度は、医療提供体制の確保、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、超高齢化に伴う多死社会への対応、食品衛生・環境衛生、動物愛護の推進に関する施策を展開します。

【医療提供体制の確保】

1. 地域医療の確保

◎ (1) 災害時の医療提供体制の確保 [14,260 千円]

南海トラフ地震のような大規模災害の発生時に、速やかに医療提供体制を確保できるよう、災害時の救急医療を担う「災害対応病院」に加え、応急処置を担う「救護所」を速やかに開設するための拠点となる各区役所および医師会等関係機関へ衛星通信回線を導入し、災害初動時の救護所の機能を強化します。

また神戸市医師会の災害時神戸メディカルチーム (D-Komet) などと連携し、救護所の設置や医療チームの要請といった南海トラフ地震を想定した初動対応訓練を全区で実施し、実効性のある医療活動につなげます。

(2) 救急医療体制の確保 [936,985 千円]

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期 (一次) から三次までの救急医療体制を確保します。

軽症患者に対応する急病診療所の運営により、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

また、急な病気やケガをした際に、病院受診の判断に迷う場面で看護師からアドバイスを受けることができる電話相談窓口「救急安心センターこうべ (＃7119)」を、共同運営 (芦屋市・姫路市) します。

○ (3) 市民病院の運営 [16,944,442 千円]

市民の生命と健康を守るため、質の高い医療をはじめ、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、高度医療及び専門医療等を安定的に提供するとともに、市民の健康増進と医療の発展に貢献するため、治験・臨床研究のさらなる推進を図ります。

特に、西市民病院については、令和 13 年夏頃の開院に向けた再整備事業に取り組むとともに、西神戸医療センターについては、診療体制の強化を図るため、手術室及び外来診察室の増設に着手します。(令和 9 年夏頃供用予定)

（４）北神地域の急性期医療の充実　〔 110,000 千円 〕

北神地域の急性期医療の確保・充実を図るため、済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合による新病院について済生会兵庫県病院および三田市と連携し、開院に向けて整備を支援します。

また、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を継続します。

２．神戸市看護大学の運営　〔 1,151,476 千円 〕

市民の保健、医療の向上に寄与するため、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。入学金の引き下げ（令和５年度入学者から）や市内医療機関等に就職した卒業生への奨励金制度（令和４年度卒業生から）を引き続き実施するなど、さらなる受験者数の増加や市内就職率の向上に努め、市内医療機関等へ優秀な看護人材を確保します。

【健康寿命の延伸・健康格差の縮小】

1. 疾病予防・健康づくり・感染症対策

(1) 歯科口腔保健対策の推進 [137, 574 千円]

◎①こども：小学校におけるフッ化物洗口の全校実施

こどものむし歯予防のため、全校の5年生・6年生を対象に、家庭で洗口ができるよう、洗口液を配付します。さらに健康格差の縮小のため、1人あたりのむし歯数が全市の平均より多い学校を重点校として5校選定し、重点校の1年生を対象に、校内の集団洗口を、教育委員会と連携しモデル実施します。

②壮年期：歯周病検診

歯の喪失の主な原因であり、糖尿病の悪化など様々な全身疾患と関連している歯周病を予防し健康増進を図るため、40歳・50歳・60歳の市民に対して歯周病検診を実施します。

③高齢期：オーラルフレイル対策

オーラルフレイルを放置すると要介護状態になりやすいため、65・75歳の市民に対して、地域の歯科医院において口腔機能をチェックし、フレイル予防につなげます。

(2) がん対策の推進 [2, 370, 054 千円（6年度2月補正含む）]

①がん検診の実施

5大がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）検診を実施し、受診率向上のため、40歳総合健診無料受診券および20歳子宮頸がん検診無料券の配布や、30歳、50歳、60歳の対象者への個別受診勧奨を行うとともに、口腔がん検診を実施します。

また、子宮頸がん検診について、国の指針改正に伴い新たに示されたHPV検査単独法について、専門家の意見を聴取し、実施に向けた課題整理を行います。

②がん患者の社会参加への支援

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上および経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見への変化に不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。また、がん患者が仕事と治療を両立するための就労支援セミナーの開催・相談など、がんに関する様々な制度などの情報提供を行います。

③子宮頸がん対策（一部再掲）

子宮頸がんを予防する HPV ワクチン接種は、新たに定期接種の対象となる小学 6 年生の女子に対して個別通知を行うとともに、積極的勧奨を控えてきたことにより、定期接種を逃した女性を対象にしたキャッチアップ接種が令和 7 年度末まで期間延長されたことを受け、改めて周知・啓発を行います。

子宮頸がん検診については、20 歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン配付等によるがん検診の受診勧奨を行うとともに、子宮頸がん検診の検査方法として国の指針改正に伴い新たに示された HPV 検査単独法について、専門家の意見を聴取し、実施に向けた課題整理を行います。

（３）感染症の予防及びまん延の防止 〔 13, 153 千円 〕

新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、感染症による健康危機発生時の業務内容、関係機関との連携、人材育成のための研修・訓練等について定める「健康危機対処マニュアル」に基づき、今後の新興感染症も含め、平時より健康危機に備えた準備を行います。

また、感染症の早期探知と早期対応を目的に構築された「感染症神戸モデル」の取組みとして、学校園や社会福祉施設等への巡回訪問・研修、各区役所での実務者連絡会等を実施し、人材育成・情報共有・地域との連携の強化を図ります。

さらに、令和 13 年夏頃の開院に向けて再整備事業に取り組む西市民病院においては、感染症対応が可能な個室病床の増設や、感染症患者の発生状況に応じて、段階的に感染症病床へ転用できる区画の確保、動線に配慮した施設を整備することで感染症対応機能を強化します。

○（４）予防接種の実施 〔 5, 022, 805 千円（６年度２月補正含む） 〕

①高齢者のための予防接種

罹患による重症化防止のため、高齢者の新型コロナワクチン、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成に加え、令和 7 年度より新たに定期接種となる 65 歳を対象とした带状疱疹ワクチンの接種費用についても一部助成を行います。

また、県市協調事業として実施している带状疱疹ワクチン接種費用の独自助成について令和 7 年度は、定期接種への円滑な移行を図るため、50 歳以上 60 歳以下の方を対象に実施します。

②こどものための予防接種

子育て世代の経済的負担軽減のため、小児のインフルエンザワクチン（1～13 歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3 歳未満）の接種費用を一部助成します。

小児がん治療等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接

種の再接種にかかる費用を助成します。さらに、妊娠初期の風しん感染を防止するため、抗体が十分でない方に風しんワクチンの接種費用を一部助成します。

（５）心疾患患者等の再入院の防止　〔 21,025 千円 〕

①地域一体型のリハビリテーションプログラム

心疾患患者・呼吸器疾患患者を対象に、急性期から回復期・生活期までを包括する地域一体型のリハビリテーションプログラムを構築・運用するため、医療・福祉関係者などで設立した「キュア神戸」において、クラウドを活用した医療・介護事業者間での情報共有や、相互連携の推進を目的とした専門職の研修を実施します。

②健康ライフプラザ

健康ライフプラザにおいて、市民病院と連携し、心疾患患者等の在宅復帰後に虚弱状態にある方に対する運動支援事業のモデル実施を継続します。さらに、今後の健康ライフプラザの利活用にかかるサウンディング調査を実施し、より幅広い意見・アイデアの聴取により、施設の活用方針について検討します。

（６）高齢者への健康支援　〔 133,596 千円 〕

後期高齢者健診の受診者に対して、高血圧や低栄養などのハイリスク者を抽出し、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が連携して個別の保健指導を実施します。また、つどいの場などでのフレイル予防を含めた健康教育・健康相談を実施するとともに、生活習慣病予防につながる食情報の発信を行うなど、疾病予防・重症化予防に取り組みます。

（７）難病対策　〔 4,055,678 千円 〕

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する 348 疾病（令和 7 年 4 月 1 日時点）について医療費を助成するほか、「難病相談支援センター」において、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援等を行います。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

2. 精神保健福祉対策

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進〔23,118千円〕

①多職種アウトリーチによる早期支援

地域で精神保健に課題を抱えて生活する方に対して、保健所に設置した精神科医師・精神保健福祉士・保健師等の多職種で構成する専門的なチームによる早期支援を行います。

②退院促進支援による地域移行の推進

精神科病院の職員に対して、障害福祉サービス等の知識を提供し、入院患者に対して、自らの入院経験をもとに具体的なアドバイスを行うピアサポーターとの交流機会を提供する等、積極的な退院促進支援と地域への移行を推進します。

(2) 自殺対策〔62,634千円〕

①自殺未遂者対策

全自殺者のうち4割に自殺未遂歴があることから、自殺未遂者への対策として、自殺未遂者が搬送される救急医療機関と連携し、臨床心理士等が本人やその家族と面談を行い、入院中から継続した支援体制を整え、自殺再企図を防ぎます。

②相談体制の確保

専門職がこころの悩みを抱える方の相談を受ける「神戸市こころといのちの電話相談」を運営するとともに、経済的に問題を抱えている人等が対面で相談できる「くらしとこころの総合相談会」を実施します。また、相談体制の充実を図るため電話相談を実施する団体に対して、補助を行います。

(3) 依存症対策〔8,537千円〕

①依存症家族プログラム

依存症からの回復には、周囲の依存症に関する正しい理解と関わり方が重要になることから、依存症当事者の家族に対して依存症への正しい知識や接し方などを学ぶ「依存症家族プログラム」を実施し、家族への支援を行います。

②相談体制の確保

アルコール、ギャンブル等の依存症対策として、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」での電話相談や、精神保健福祉センターにおける専門医相談等を実施します。

【超高齢化による多死社会への対応】

1. 人生会議（ACP）の普及・啓発 [6,535 千円]

自分らしい生き方を人生の最終段階まで続けることができるよう、希望する医療・ケアについて、患者と家族や医療・介護従事者等があらかじめ繰り返し話し合う「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」について、医療・介護従事者向けの研修会の開催等により普及・啓発を行います。

2. お墓に対する意識・ニーズの変化への対応

墓地に対する市民の意識やニーズが変化している状況を受け、開催した有識者会議の意見を踏まえ、セーフティーネットとしての墓の提供を行います。

○（１）お墓に対する意識・ニーズの変化、墓じまい・無縁化増加への対応 [76,400 千円]

子や孫に承継を前提としない墓地への需要に対応するため、鴨越墓園内の「期限付墓地」の募集・供用を令和7年夏頃から開始します。

さらに、自然回帰志向に対応するため、山林の形状を生かした新たな墓地の形態である「樹林葬墓地」をひよどりごえ森林公園内に整備し、令和7年度末頃から募集を開始します。

また、市立墓園・墓地において、無縁墓調査を実施し、適正管理に取り組みます。

（２）エンディングプラン・サポート [11,255 千円]

頼れる身寄りのない低所得の高齢者に対して、自身の葬儀や納骨先などへの不安を解消するため、生前の葬儀予約・納骨契約手続きを市が支援する「エンディングプラン・サポート」を実施します。また、所得要件について撤廃にむけた検討を行います。

【食品衛生・環境衛生】

1. 食の安全・安心の確保 〔 60,084 千円 〕

食の安全と安心を確保するため、飲食店等に対する許可審査・抜き取り検査・監視指導・相談対応のほか、食品関係業者や市民向けの啓発を行います。

○ 2. 銭湯の利用促進 〔 85,796 千円 〕

銭湯の持続的な経営を支援するため、既存の設備改修補助を大規模改修等まで拡充した制度を創設し、健康増進等や住民の交流促進の場となるような銭湯を支援します。

また普段銭湯を利用していない方にも銭湯の魅力を知ってもらうため、デジタルスタンプラリーを行うとともに、地域子育て入浴割引を実施することで銭湯の活性化を図ります。

【動物愛護の推進】

1. 動物愛護の推進 〔 73,216 千円 〕

人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」において、犬猫の譲渡会などを実施するほか、アニマルセラピーなどこどもから高齢者まで様々な世代を対象とした魅力あるプログラムを実施し、市民の動物愛護意識の醸成に繋がります。

また、災害の際にも、ペットを飼っている方が安心して避難（同行避難）できるよう、各区の総合防災訓練の場などを通じて「災害時のペットとの避難ガイドライン」の普及啓発を行います。

2 一 般 会 計

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		今年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料料		1,308,613	1,358,466	△49,853	
	1 使用料	954,538	935,150	19,388	
	1 総務使用料	252	252	-	
	2 区役所	252	252	-	
	4 衛生使用料	954,286	934,898	19,388	
	1 斎場	252,852	254,653	△1,801	鴨越斎場等
	2 当初墓地	230,556	221,190	9,366	鴨越墓園等
	3 年間墓地	407,599	402,470	5,129	鴨越墓園等
	4 保健所	25,440	26,029	△589	建物使用料等
	5 健康づくりセンター	37,239	29,956	7,283	建物使用料
	6 神戸こども初期 急病センター	600	600	-	建物使用料
	2 手数料料	354,075	423,316	△69,241	
	1 証紙収入	9,490	9,500	△10	
	1 証紙収入	9,490	9,500	△10	
	4 衛生手数料料	344,585	413,816	△69,231	
	1 健康科学研究所	99,571	163,098	△63,527	検査料
	2 営業指導	4,501	3,939	562	営業許可等
	3 食品衛生	66,011	66,810	△799	営業許可等
	4 食肉検査	12,770	12,770	-	検査料
	5 動物登録	53,253	53,587	△334	登録料等
	6 保健所	104,551	110,070	△5,519	検診料等
	7 衛生諸証明	1,220	1,370	△150	文書料等
	8 こ歯科センター 市一	4	7	△3	文書料
	9 墓園承継・ 埋葬証明	1,921	1,676	245	文書料
	10 斎場火葬証明	783	489	294	文書料
18 国庫支出金		2,932,992	2,985,480	△52,488	

(単位:千円)

款 項 目 節		今年度	前年度	比 較	説 明
1	負 担 金	2,195,340	2,424,349	△229,009	
	2 衛 生 費 負 担 金	2,195,340	2,424,349	△229,009	
	2 疾 病 予 防 費 負 担 金	65,591	487,785	△422,194	
	3 保 健 事 業 費 負 担 金	2,102,420	1,904,010	198,410	
	4 結 核 医 療 費 負 担 金	27,329	32,554	△5,225	
2	補 助 金	723,627	539,719	183,908	
	2 民 生 費 補 助	79,176	81,598	△2,422	
	2 生 活 保 護 費 補 助	1,382	2,019	△637	
	5 障 害 者 福 祉 費 補 助	6,195	11,578	△5,383	
	6 精 神 保 健 費 補 助	71,599	68,001	3,598	
	3 衛 生 費 補 助	644,451	458,121	186,330	
	2 疾 病 予 防 費 補 助	622,869	431,439	191,430	
	3 地 域 保 健 医 療 推 進 費 補 助	1,412	1,412	-	
	4 結 核 医 療 費 補 助	1,637	2,964	△1,327	
	5 保 健 衛 生 施 設 整 備 費 補 助	8,613	9,439	△826	
	6 環 境 保 健 費 補 助	9,920	12,867	△2,947	
3	委 託 金	14,025	21,412	△7,387	
	3 其 他 委 託 金	14,025	21,412	△7,387	
	2 国 民 栄 養 調 査 委 託 金	4,255	8,500	△4,245	
	3 環 境 保 健 サ ー ベ イ ラ ン ス 事 業 委 託 金	7	9	△2	
	4 公 害 対 策 委 託 金	9,669	12,903	△3,234	
	7 薬 事 経 済 調 査 受 託 費	94	-	94	
19	県 支 出 金	159,304	150,190	9,114	
	2 補 助 金	138,076	136,262	1,814	
	2 民 生 費 補 助	73,060	70,315	2,745	
	6 障 害 者 福 祉 費 補 助	3,091	5,413	△2,322	
	7 精 神 保 健 費 補 助	69,969	64,902	5,067	

(単位:千円)

款 項 目 節				今年度	前年度	比 較	説 明	
	3	衛 生 費 補 助		65,016	65,947	△931		
		1	休 日 夜 間 救 急 対 策 費 補 助	13,373	13,355	18		
			2 予 防 接 種 費 補 助		40,274	41,859	△1,585	
			3 保 健 衛 生 費 補 助		11,369	10,733	636	
	3 委 託 金			21,228	13,928	7,300		
	3	衛 生 費 委 託 金		21,228	13,928	7,300		
		1	衛 生 統 計 委 託 金	20,178	12,878	7,300		
			2 医 療 提 供 体 制 推 進 事 業 委 託 金		1,050	1,050	-	
	20 財 産 収 入				13,192	13,190	2	
	1	財 産 運 用 収 入		13,192	13,190	2		
		1	貸 地 料	10,578	10,578	-		
			3 一 般 土 地	10,578	10,578	-		
		2	貸 家 料	2,614	2,612	2		
		7	一 般 建 物	2,614	2,612	2		
			寄 附 金			-	68,128	△68,128
		寄 附 金		-	68,128	△68,128		
			其 他 寄 附	-	68,128	△68,128		
			健 康 局	-	68,128	△68,128		
		22 繰 入 金				7,303	7,719	△416
	2	基 金 繰 入 金		7,303	7,719	△416		
		1	基 金 繰 入 金	7,303	7,719	△416		
			5 市 民 福 祉 振 興 等 基 金 繰 入	7,303	7,719	△416		
24 諸 収 入				6,717,365	8,421,064	△1,703,699		
	1	納 付 金		520,943	531,266	△10,323		
		3	衛 生 費 納 付 金		520,943	531,266	△10,323	
			1	健 康 被 害 予 防 事 業	22,882	15,771	7,111	公害健康被害予防事業助成金
				2 健 康 被 害 救 済 費	498,061	515,495	△17,434	健康被害救済措置に係る納付金
			4 受 託 事 業 収 入		5	5	-	

(単位:千円)

款 項 目 節			今年度	前年度	比 較	説 明
	2	其 他 受 託 収 入	5	5	-	
	4	石 綿 健 康 被 害 救 済 給 付 業 務	5	5	-	
	5	貸 付 金 元 利 収 入	5,876,525	4,857,976	1,018,549	
	3	其 他 貸 付 金 返 還 金	5,876,525	4,857,976	1,018,549	
	3	市 民 病 院 機 構 貸 付 金 等	5,876,525	4,857,976	1,018,549	
	7	雑 入	319,892	3,031,817	△2,711,925	
	5	償 還 金	2,075	2,207	△132	
	12	狂 犬 病 予 防	50	50	-	飼犬の予防注射料等
	13	動 物 管 理 セ ン タ ー	15	15	-	施設内自販機等の電気代等
	14	斎 場	793	848	△55	施設内自販機等の電気代等
	15	墓 地	1,217	1,294	△77	施設内自販機等の電気代等
	9	雑 入	317,817	3,029,610	△2,711,793	
	9	健 康 局 (衛 生 費 ・ 教 育 費)	317,817	3,029,610	△2,711,793	
25		市 債	11,432,000	4,806,000	6,626,000	
	1	市 債	11,432,000	4,806,000	6,626,000	
	2	衛 生 債	11,432,000	4,806,000	6,626,000	
	1	神 戸 市 民 病 院 機 構 貸 付 金 公 債	10,807,000	4,199,000	6,608,000	市民病院の整備等にかかる神戸市民病院機構への貸付金の起債承認見込額
	2	保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業 公 債	625,000	607,000	18,000	市立斎場等の改修にかかる起債承認見込額
		歳 入 合 計	22,570,769	17,810,237	4,760,532	

(3) 歳出予算の説明（_____は新規事業を示す。）

第5款 衛生費

（項名）衛生総務費

（単位：千円）

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国県支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費	36,957,083	32,877,470	4,079,613	3,092,296	11,277,000	2,169,948	20,417,839	
1 衛 生 総 務 費	22,539,438	18,842,406	3,697,032	63,795	10,817,000	140,426	11,518,217	
1 職 員 費	4,110,797	4,141,846	△31,049	49,372	-	530	4,060,895	
2 衛 生 総 務 費	1,484,199	1,652,818	△168,619	14,423	10,000	139,896	1,319,880	
3 市 民 病 院 費	16,944,442	13,047,742	3,896,700	-	10,807,000	-	6,137,442	

1 職員費

健康局所属職員の給料、職員手当等の経費 4,110,797 千円

2 衛生総務費

1,484,199 千円

地域医療、救急医療等の医療供給体制の整備及び保健サービスの基盤整備に要する経費

- (1) 救急医療対策 582,638 千円
- (2) 救急安心センターの運営 133,410 千円
- (3) 神戸こども初期急病センターの運営 279,366 千円
- (4) こうべ市歯科センターの運営 85,358 千円
- (5) 災害時医療体制の確保 14,260 千円
- (6) 北神地域急性期医療の充実 110,000 千円
- (7) 看護師確保支援対策 34,960 千円
- (8) 市立施設等管理・老朽改修等 160,739 千円
- (9) 人生会議(ACP)の推進 6,535 千円
- (10) その他一般事務費等 76,933 千円

3 市民病院費

16,944,442 千円

地方独立行政法人神戸市民病院機構の運営に要する経費

16,678,742 千円

西神戸医療センターの診療体制の強化

221,000 千円

市民病院への新興感染症対応支援

44,700 千円

(項名) 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国県支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
2 公 衆 衛 生 費	12,409,764	12,029,875	379,889	3,018,963	4,000	822,214	8,564,587	
2 保 健 予 防 費	5,262,555	5,292,704	△30,149	575,342	-	7,227	4,679,986	
3 地 域 保 健 費	7,147,209	6,737,171	410,038	2,443,621	4,000	814,987	3,884,601	

2 保健予防費

5,262,555 千円

感染症予防、予防接種等に要する経費

(1) 感染症対策に要する経費

33,510 千円

(2) 予防接種に要する経費

5,199,045 千円

・予防接種

4,646,428 千円

(高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、小児インフルエンザ、小児おたふくかぜ、帯状疱疹等)

・健康被害救済

552,617 千円

(3) 過年度支出(国庫支出金等返還金)

30,000 千円

3 地域保健費

7,147,209 千円

地域保健対策の推進等に要する経費及び保健所事業に要する経費

(1) 健康増進事業に要する経費

1,490,084 千円

・高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業等

121,022 千円

・受動喫煙防止対策

4,845 千円

・食育の推進

14,266 千円

・健康教育・相談、疾病予防

5,762 千円

・健康診査・検診等

1,266,153 千円

(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、

前立腺がん検診、若年者等への健診、がん患者のアピアランスケア支援等)

・肝炎ウイルス検査等

60,351 千円

・こうべ健康いきいきサポートシステム

17,685 千円

(2) 歯科口腔保健推進に要する経費		145,424 千円
・口腔保健支援センターの運営等	10,645 千円	
・訪問歯科診療、口腔ケア事業	7,500 千円	
・口腔がん検診	8,080 千円	
・成人歯科健康診査	62,595 千円	
(歯周病検診、後期高齢者歯科健診、妊婦歯科健診)		
・ <u>小学校フッ化物洗口全校実施</u>	53,664 千円	
・幼児フッ化物塗布	2,940 千円	
(3) 難病施策等に要する経費		4,060,278 千円
・難病医療	4,028,090 千円	
・難病専門相談(難病相談支援センター設置等)	27,588 千円	
・臓器移植等	4,600 千円	
(4) 精神保健対策		287,456 千円
・精神保健医療	68,543 千円	
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進	53,651 千円	
・精神科救急医療体制の整備	55,251 千円	
・自殺対策	57,076 千円	
・依存症対策	4,179 千円	
・精神保健福祉センターの運営	48,756 千円	
(5) 結核対策に要する経費		168,587 千円
・結核医療費公費負担	39,839 千円	
・結核健診	119,634 千円	
・結核感染防止対策等	9,114 千円	
(6) 環境保健事業に要する経費		546,124 千円
・補償給付	498,471 千円	
・認定給付事務等	37,655 千円	
・アスベスト対策	9,998 千円	
(7) 保健所の専門的・技術的業務の推進に要する経費		138,484 千円
・保健所情報提供事業等	26,451 千円	
・感染症発生動向調査	64,814 千円	
・医務・薬務・献血・薬物等対策	47,219 千円	
(8) 保健所及び保健センターの管理運営等に要する経費		240,792 千円
・健康管理システムの標準化	82,844 千円	
(9) 過年度支出(国庫支出金等返還金)		69,980 千円

(項名) 環境衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
3 環 境 衛 生 費	2,007,881	2,005,189	2,692	9,538	456,000	1,207,308	335,035	
1 環 境 衛 生 費	497,081	575,819	△78,738	2,196	8,000	153,215	333,670	
2 健 康 科 学 研 究 所 費	341,829	335,878	5,951	7,342	75,000	117,445	142,042	
3 斎 園 費	1,168,971	1,093,492	75,479	-	373,000	936,648	△140,677	

1 環境衛生費

497,081 千円

環境衛生、食品衛生及び動物衛生に要する経費

(1) 環境衛生に要する経費(公衆浴場法、旅館業法等)

160,437 千円

- ・公衆浴場、理・美容所等の営業許可及び指導 5,813 千円
- ・銭湯利用の少ない世代の利用促進 7,000 千円
- ・一般公衆浴場の振興 78,796 千円
- ・飲料水等の衛生対策 1,210 千円
- ・その他環境衛生対策 8,405 千円
- ・衛生監視事務所の管理・運営 59,213 千円

(2) 食品衛生に要する経費(食品衛生法等)

125,034 千円

- ・飲食店等の営業許可及び監視指導等 27,419 千円
- ・食中毒対策・HACCP導入支援 32,665 千円
- ・中央卸売市場食品検査 28,489 千円
- ・食肉検査 33,195 千円
- ・検査の信頼性確保対策(GLP対策) 3,266 千円

(3) 動物衛生に要する経費(狂犬病予防法等)	211,590 千円
・動物管理センター・こうべ動物共生センターの運営	103,053 千円
・飼犬登録及び狂犬病予防注射	69,391 千円
・動物愛護推進事業	30,885 千円
・餌やり指導パトロール	8,261 千円
(4) 過年度支出(国庫支出金等返還金)	20 千円
2 健康科学研究所費	341,829 千円
行政上の科学的、技術的な試験検査及び調査研究並びに各種検査に要する経費	
(1) 検査及び庁舎管理費等	316,757 千円
(2) 調査研究	25,072 千円
3 斎園費	1,168,971 千円
市立斎場・墓園の管理運営及び改修・整備に要する経費	
(1) 斎場の管理運営	264,096 千円
(2) 墓園の管理運営	472,596 千円
(3) 斎場の改修・整備	151,109 千円
(4) 墓園の改修・整備	198,270 千円
(5) 期限付墓地、樹林葬の整備、無縁墓調査	76,400 千円
(6) エンディングプラン・サポート	6,500 千円

第13款 教 育 費

(項名) 看護大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
13 教 育 費	1,151,476	1,094,490	56,986	-	155,000	-	996,476	
9 看 護 大 学 費	1,151,476	1,094,490	56,986	-	155,000	-	996,476	
1 運 営 費	1,151,476	1,094,490	56,986	-	155,000	-	996,476	

1 運営費

1,151,476 千円

・公立大学法人神戸市看護大学の運営に要する経費

1,151,476 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事 項 名	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
(1) 神戸リハビリテーション病院改修	令和7年度 ～ 令和8年度	123,000	-	-	41,000	82,000	
(2) 健康ライフプラザ改修	令和7年度 ～ 令和10年度	24,000	-	-	-	24,000	
(3) 神戸こども初期急病センター改修	令和7年度 ～ 令和8年度	58,000	-	58,000	-	-	
(4) 動物管理センター改修	令和7年度 ～ 令和8年度	36,000	-	32,000	-	4,000	
(5) 一般公衆浴場大規模改修補助	令和7年度 ～ 令和8年度	30,000	-	-	-	30,000	
(6) 健康科学研究所改修工事等	令和7年度 ～ 令和8年度	132,000	-	99,000	-	33,000	
(7) 墓園維持管理業務委託	令和7年度 ～ 令和8年度	35,000	-	-	-	35,000	
(8) 墓園管理システムPCリース	令和7年度 ～ 令和12年度	25,000	-	-	-	25,000	
(9) 自動車借上料 (健康局分)	令和7年度 ～ 令和14年度	12,000	-	-	-	12,000	

3 特 別 会 計

〔1〕介護保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 保 険 料		41,988	
	1 介 護 保 険 料	41,988	
2 国 庫 支 出 金		67,696	
	2 国 庫 補 助 金	67,696	
3 県 支 出 金		33,847	
	2 県 補 助 金	33,847	
4 支 払 基 金 交 付 金		5,179	
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,179	
5 繰 入 金		33,847	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	33,847	
歳 入 合 計		182,557	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
3 地域支援事業費		182,557	
	1 地域支援事業費	182,557	
歳 出 合 計		182,557	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節			本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1	保 險 料		41,988	40,365	1,623	
	1	介 護 保 險 料	41,988	40,365	1,623	
	1	第 1 号 被 保 險 者 料	41,988	40,365	1,623	
	1	第 1 号 被 保 險 者 料	41,988	40,365	1,623	
2	国 庫 支 出 金		67,696	65,051	2,645	
	2	国 庫 補 助 金	67,696	65,051	2,645	
	1	調 整 交 付 金	-	282	△282	
	1	調 整 交 付 金	-	282	△282	
	2	地 域 支 援 事 業 交 付 金	67,696	64,769	2,927	
	2	一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	4,795	5,313	△518	
	3	包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	62,901	59,456	3,445	
3	県 支 出 金		33,847	32,448	1,399	
	2	県 補 助 金	33,847	32,448	1,399	
	1	地 域 支 援 事 業 交 付 金	33,847	32,448	1,399	
	2	一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	2,397	2,720	△323	
	3	包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	31,450	29,728	1,722	
4	支 払 基 金 交 付 金		5,179	5,874	△695	
	1	支 払 基 金 交 付 金	5,179	5,874	△695	
	2	地 域 支 援 事 業 交 付 金	5,179	5,874	△695	
	2	一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	5,179	5,874	△695	
5	繰 入 金		33,847	32,848	999	
	1	一 般 会 計 繰 入 金	33,847	32,848	999	
	2	地 域 支 援 事 業 繰 入 金	33,847	32,848	999	
	2	一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	2,397	3,119	△722	
	3	包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	31,450	29,729	1,721	
歳 入 合 計			182,557	176,586	5,971	

(3) 歳出予算の説明

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国県支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地 域 支 援 事 業 費	182,557	176,586	5,971	101,543	-	47,167	33,847	
1 地 域 支 援 事 業 費	182,557	176,586	5,971	101,543	-	47,167	33,847	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,179	22,154	△2,975	7,192	-	9,590	2,397	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 費	163,378	154,432	8,946	94,351	-	37,577	31,450	

2 一般介護予防事業費

オーラルフレイル対策に要する経費

19,179 千円

3 包括的支援事業等費

医療介護サポートセンター運営に要する経費

163,378 千円

4 議 案

第 12 号議案

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公衆浴場について講ずべき措置の基準） 第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(17) [略] (18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。	（公衆浴場について講ずべき措置の基準） 第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(17) [略] (18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び第17号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。

ア～カ [略]

(19) [略]

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水（以下「水道水」という。）を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準（大腸菌及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。）について、適用しないことができる。

ア [略]

イ 浴槽水

[略]	[略]
大腸菌	[略]
[略]	[略]

(21)～(33) [略]

2～5 [略]

ア～カ [略]

(19) [略]

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水（以下「水道水」という。）を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。）について、適用しないことができる。

ア [略]

イ 浴槽水

[略]	[略]
<u>大腸菌群</u>	[略]
[略]	[略]

(21)～(33) [略]

2～5 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）が一部改正されたことを踏まえ、本市においても浴槽水の水質基準を見直すに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 13 号議案

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例

神戸市立墓園条例（昭和41年 3 月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（墓園の施設） 第 3 条 墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。 （1）～（3） [略] <u>（4） 期限付墓地（使用許可期間満了後、埋蔵された焼骨を前号の合葬施設へ改葬することを条件とする墓地の区画をいう。）</u> （使用許可） 第 4 条 [略] 2 墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれに	（墓園の施設） 第 3 条 墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。 （1）～（3） [略] （使用許可） 第 4 条 [略] 2 墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれに

も該当する者でなければならない。
ただし、市長が特別の理由があると
認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 一般の墓地及び期限付墓地を使
用しようとする場合にあっては、祭
祀^しを主宰すべき者であること。

(3) [略]

(4) 一般の墓地、区画型合葬式墳墓
若しくは期限付墓地又は附属施設
を使用しようとする場合にあって
は、本市に引き続き6月以上住所を
有する者であること。

(5) [略]

3 [略]

4 次に掲げる施設の使用許可の期間
は、当該各号に定める期間とする。

(1)、(2) [略]

(3) 期限付墓地 使用許可の日から
15年

(使用の制限)

第5条 [略]

2 [略]

3 期限付墓地の使用許可は、埋蔵さ
れた焼骨を前条第4項に定める期間
満了後に合葬施設へ改葬することを
条件として付すものとする。

も該当する者でなければならない。
ただし、市長が特別の理由があると
認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 一般の墓地を使用しようとする
場合にあっては、祭祀^しを主宰すべき
者であること。

(3) [略]

(4) 一般の墓地若しくは区画型合葬
式墳墓又は附属施設を使用しよう
とする場合にあっては、本市に引き
続き6月以上住所を有する者であ
ること。

(5) [略]

3 [略]

4 次に掲げる施設の使用許可の期間
は、当該各号に定める期間とする。

(1)、(2) [略]

(使用の制限)

第5条 [略]

2 [略]

4 〔略〕

（使用終了時等の取扱い）

第12条 〔略〕

2、3 〔略〕

4 市長は、個別安置施設に収蔵している焼骨について使用許可の期間が満了したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、その焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。

5 第4条第2項第5号ウに該当するとして個別安置施設の使用許可を受けた者が、その使用許可の期間が満了した後に死亡したときは、合葬施設の使用料を徴収することなくその者の焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。

6 市長は、期限付墓地の使用許可の期間が満了したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、当該期限付墓地に埋蔵された焼骨を合葬施設に改葬するものとする。

7 期限付墓地の使用許可の期間が満了した時点において、当該期限付墓地に墓石が設置されているときは、当該墓石に係る所有権は、市に帰属するものとする。

別表第2（第6条関係）

(1) 墓園使用料

3 〔略〕

（使用終了時等の取扱い）

第12条 〔略〕

2、3 〔略〕

4 市長は、個別安置施設に収蔵している焼骨について使用許可の期間が経過したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、その焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。

5 第4条第2項第4号ウに該当するとして個別安置施設の使用許可を受けた者が、その使用許可の期間が経過した後に死亡したときは、合葬施設の使用料を徴収することなくその者の焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。

別表第2（第6条関係）

(1) 墓園使用料

ア 許可の際納付すべき使用料				ア 許可の際納付すべき使用料			
種別		面積	金額	種別		面積	金額
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
合 葬 式 墓 地	[略]	[略]	[略]	合 葬 式 墓 地	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
期限付墓地		1.6平方メートル	1箇所につき 300,000円				
			埋蔵する 焼骨1体 につき 50,000円				
イ [略]				イ [略]			

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

期限付墓地の整備等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 22 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（関係分）

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。	第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。
(1)～(65) [略]	(1)～(65) [略]
(66) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） <u>第 4 条第 2 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1 件につき 1 万4,700円	(66) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） <u>第 4 条第 3 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1 件につき 1 万4,700円
(67) 毒物及び劇物取締法 <u>第 4 条第 3 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対	(67) 毒物及び劇物取締法 <u>第 4 条第 4 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対

する審査 1 件につき 6,400円 (68)～(158) [略]	する審査 1 件につき 6,400円 (68)～(158) [略]
--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

毒物及び劇物取締法に関する法律の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

取 扱 注 意

(解禁日)
テレビ・ラジオ・インターネット
2月17日(月) 会見開始時
新 聞
2月18日(火) 朝刊以降

令和7年度

組織改正案 新旧対照表

- 1 改正に関係のある組織のみを掲載している。
- 2 今回の改正では、会計室、東灘区、灘区、兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、市会事務局の組織には変更がないので、省略している。

(健康局)

現 行

保健所
保健課
係長(10)
課長(食育・栄養指導担当)

健康科学研究所
感染症部
生活科学部

改 正 案

保健所
保健課
係長(7)
課長(健康・食育推進担当)
係長(2)

健康科学研究所
第1衛生研究部
第2衛生研究部